

## 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料一覧

一群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の規定一

### 1. 低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料の額〔条例第2条関係〕

- 〔法第53条第1項〕低炭素建築物新築等認定申請手数料
- 低炭素建築物新築等計画変更認定申請〔法第55条第1項〕に要する手数料も同額。

#### ①一戸建ての住宅〔条例第2条第1項第一号〕

床面積	適合証の有無	適合証*なし	適合証*あり
	一戸建ての住宅		33,000円

※ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による適合証明書。以下同じ。

#### ②共同住宅等（共同住宅等の一戸建ての住宅以外の住宅。以下同じ。）〔条例第2条第1項第二号〕

##### 住棟について認定申請する場合

- 次の(1)+(2)の額

##### (1)単位住戸の数〔条例第2条第1項第二号イ〕

住戸数	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第1第中欄	別表第1第下欄
1 戸		33,000円	5,000円
2 戸以上 5 戸以下		68,000円	10,000円
6 戸以上 10 戸以下		95,000円	16,000円
11 戸以上 25 戸以下		134,000円	27,000円
26 戸以上 50 戸以下		191,000円	44,000円
51 戸以上 100 戸以下		275,000円	79,000円
101 戸以上 200 戸以下		372,000円	125,000円
201 戸以上 300 戸以下		487,000円	157,000円
301 戸以上 400 戸以下		573,000円	168,000円
401 戸以上		658,000円	178,000円

##### (2)共用部の床面積〔条例第2条第1項第二号ロ〕

共用部の床面積	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第2第中欄	別表第2第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下		107,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下		176,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下		274,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下		352,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下		420,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下		490,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超		628,000円	275,000円

**③複合建築物（共同住宅等以外の住宅部分と非住宅部分を有する建築物）**〔条例第2条第1項第三号〕

**イ. 住宅部分について認定申請する場合**〔条例第2条第1項第三号イ〕

適合証の有無 床面積	適合証*なし	適合証*あり
一戸建ての住宅	33,000円	5,000円

**ロ. 建築物について認定申請する場合**〔条例第2条第1項第三号ロ〕

- 次の(1)+(2)の額

**(1)住宅部分**〔条例第2条第1項第三号ロ〕

適合証の有無 床面積	適合証*なし	適合証*あり
一戸建ての住宅	33,000円	5,000円

**(2)非住宅部分**〔条例第2条第1項第三号ロ〕

適合証の有無 非住宅部分の床面積	適合証なし 別表第3第中欄	適合証あり 別表第3第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下	236,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下	376,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	534,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	656,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下	772,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	882,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超	1,100,000円	275,000円

**ハ. 非住宅部分について認定申請する場合**〔条例第2条第1項第三号ハ〕

適合証の有無 非住宅部分の床面積	適合証なし 別表第3第中欄	適合証あり 別表第3第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下	236,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下	376,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	534,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	656,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下	772,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	882,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超	1,100,000円	275,000円

④複合建築物（共同住宅等である住宅部分と非住宅部分を有する建築物）〔条例第2条第1項第四号〕

イ. 住宅の部分について認定申請する場合〔条例第2条第1項第四号イ〕

- 次の(1)+(2)の額

(1)単位住戸の数〔条例第2条第1項第二号イ〕

住戸数	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第1第中欄	別表第1第下欄
1 戸		33,000円	5,000円
2 戸以上 5 戸以下		68,000円	10,000円
6 戸以上 10 戸以下		95,000円	16,000円
11 戸以上 25 戸以下		134,000円	27,000円
26 戸以上 50 戸以下		191,000円	44,000円
51 戸以上 100 戸以下		275,000円	79,000円
101 戸以上 200 戸以下		372,000円	125,000円
201 戸以上 300 戸以下		487,000円	157,000円
301 戸以上 400 戸以下		573,000円	168,000円
401 戸以上		658,000円	178,000円

(2)共用部の床面積〔条例第2条第1項第二号ロ〕

共用部の床面積	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第2第中欄	別表第2第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下		107,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下		176,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下		274,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下		352,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下		420,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下		490,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超		628,000円	275,000円

**ロ. 建築物について認定申請する場合**〔条例第2条第1項第四号ロ〕

■ 次の(1)+(2)+(3)の額

**(1)単位住戸の数**〔条例第2条第1項第四号ロ(1)〕

住戸数	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第1第中欄	別表第1第下欄
1 戸		33,000円	5,000円
2 戸以上 5 戸以下		68,000円	10,000円
6 戸以上 10 戸以下		95,000円	16,000円
11 戸以上 25 戸以下		134,000円	27,000円
26 戸以上 50 戸以下		191,000円	44,000円
51 戸以上 100 戸以下		275,000円	79,000円
101 戸以上 200 戸以下		372,000円	125,000円
201 戸以上 300 戸以下		487,000円	157,000円
301 戸以上 400 戸以下		573,000円	168,000円
401 戸以上		658,000円	178,000円

**(2)共用部の床面積**〔条例第2条第1項第四号ロ(2)〕

共用部の床面積	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第2第中欄	別表第2第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下		107,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下		176,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下		274,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下		352,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下		420,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下		490,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超		628,000円	275,000円

**(3)非住宅部分**〔条例第2条第1項第四号ロ(3)〕

非住宅部分の床面積	適合証の有無	適合証なし	適合証あり
		別表第3第中欄	別表第3第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下		236,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下		376,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下		534,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下		656,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下		772,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下		882,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超		1,100,000円	275,000円

**ハ. 非住宅部分について認定申請する場合**〔条例第2条第1項第四号ハ〕

非住宅部分の床面積 \ 適合証の有無	適合証なし	適合証あり
	別表第3第中欄	別表第3第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下	236,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下	376,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	534,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	656,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下	772,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	882,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超	1,100,000円	275,000円

**⑤非住宅建築物**〔条例第2条第1項第五号〕

非住宅部分の床面積 \ 適合証の有無	適合証なし	適合証あり
	別表第3第中欄	別表第3第下欄
300 m <sup>2</sup> 以下	236,000円	10,000円
300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下	376,000円	27,000円
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	534,000円	79,000円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	656,000円	125,000円
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下	772,000円	157,000円
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下	882,000円	197,000円
50,000 m <sup>2</sup> 超	1,100,000円	275,000円

**2. 建築確認の申出を行う場合の手数料の額**〔条例第3条関係〕

- 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認の申出を行う場合は、上記手数料の額に、群馬県建築基準法施行条例第2条の2第1項から第3項まで又は第2条の3第1項の規定により手数料の額を加算する。